

第23回鳥取地方裁判所委員会及び第23回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成26年9月9日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

井口修（地家裁委員），大久保健司（地家裁委員），大島雅弘（地裁委員），
大田原俊輔（地家裁委員），小林加代子（家裁委員），竹内いずみ（地裁委員），
竹内秀徳（地裁委員），田中大介（家裁委員），西尾啓一郎（地裁委員），
野口卓志（家裁委員），花川治応（家裁委員），松本美恵子（地家裁委員），
三木文子（家裁委員），南直行（地裁委員），森原昌人（家裁委員），
米田洋子（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：松田事務局長，中司民事首席書記官，岩井刑事首席書記官

家裁：山下事務局長，西崎首席家裁調査官，長谷川首席書記官，日野主任家
裁調査官，伊藤総務課長，常岡総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：少年の再非行防止について

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 前々回，前回の委員会の意見を踏まえた検討結果報告

(3) テーマについての意見交換等

野口委員から少年審判手続の概要を説明し，少年審判廷及び調査室を見学

の後、事務担当者から少年審判手続における再非行防止の取組について説明の上、意見交換をした。

意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

(1) 次回テーマ

○委員長

次回のテーマについて、皆さんに御要望を伺いたい。

これまで候補となったものには、保護命令、労働審判があるし、面会交流や執行について取り上げたらどうかという意見も聞いている。また、全く違う角度から人材育成をテーマにしてはどうかという意見もある。いかがか。

○弁護士委員A

執行をテーマにするのがよい。

裁判所の強制執行が機能しているのかという点に問題意識を持っている。依頼人から、回収できないのに判決を取って何の意味があるのか、結局取り返せないのなら泣き寝入りか、養育費についてもせっかく決めたのに、踏み倒されてそのままかと言われることがある。

テーマの候補として面会交流が挙げられていたが、裁判所の手続の中で子どもを連れて来るように言っても連れて来ない、裁判所の手続で面会交流について決まったとしても会わせない。それでいいのか。それでいいのなら裁判は意味がない。裁判所は、本当に役に立っているのか。少なくとも、裁判所の限界について、情報提供できているのか。

そういう視点で、執行をテーマに意見交換をし、執行官の話も聞いてみたい。

○弁護士委員B

地家裁委員会で執行をテーマにするのは、適当でないと考える。というのは、回収の可能性については、裁判所はそこまで責任を持てることではなく

て、裁判所の限界だからである。知識として執行というものがどのように行われているかを知るのはいいけれど、意見交換にならないのではないか。

面会交流を取り上げてほしいと考えている。設備も十分でないし、運用の仕方というか手続としても、現在、なかなかうまく進んでいっていないと感じるので、取り上げて意見交換する意味がある。

労働審判もいい。

○裁判官委員C

面会交流を取り上げることについては、意味がある。ただし、家裁を中心としたテーマが続くのが気になる。

切り口を変えて、人材育成とか、あるいは最近社会的に話題になっている女性登用の問題などを取り上げ、裁判所という組織がほかの社会一般の他の組織とどこが同じで、どこが違うかというようなところを意識した上で、意見交換することも意味があるかも知れない。

また、執行について、裁判所でできることとできないことの限界がここにあるというようなことを議論するのも、とても意義深い。

例えば、原告に1,000万円を支払えという判決が出るということの実質的な意味、そのような判決が出たからどうなるのかが一般的に理解されていないと思う。右から左に1,000万円が動くようなイメージを持たれている。実際は、そういうものではない。それが良いのか悪いのか、限界があるのか、どうか。それはどちらかといえば裁判所の問題というよりは法律の問題なのかもしれないが、そこら辺のすみ分けというか限界というか、裁判所ができることの限界がここにあるというようなことを議論するというのもよい。

○弁護士委員A

民事裁判の種類の中に財産開示命令というのがある。多分、使われていない。何故使えていないのか。依頼人の立場からすると、納得するような裁判

の取手続を取ってくれているのかという不信感にもつながる。

裁判所を利用するユーザーの立場から感じる疑問を問題意識として「執行」を取り上げるのがよいと考える。

○委員長

学識経験者委員の皆さんがどこに興味、関心を持っているかということで決めさせていただく。

希望するテーマに挙手してもらったところ、「人材育成」をテーマにするのがいいという意見が5票あったので、次回テーマは「人材育成」について取り上げることでよろしいか。

(全員了承)

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成27年2月20日(金)午後2時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「少年の再非行防止について」

○野口委員から「少年審判手続の概要」を説明

少年事件の大まかな手続の流れをお話する。

非行少年は、ほとんどは警察でいろいろ捜査を受けて事情を聞かれる。警察は、少年からの聴取の外、裏付けも含めて捜査をした結果を検察庁に事件送致する。次に、検察庁で更に検討された後、今度は家庭裁判所に事件を送致する。家庭裁判所はそこで事件を受理して手続を開始することになる。

家庭裁判所では、裁判官が記録を検討した上で、家裁調査官に調査命令を発する。調査命令を受けた家裁調査官が記録を読んで、少年と保護者に家庭裁判所に来てもらって、いろいろ詳しく話を聞く。これを調査面接と言うが、調査面接は、1回で終わることもあれば、何回もすることもある。家裁調査官は、調査をした結果を少年調査票という書類に作成して報告する。

裁判官は、少年調査票の外、口頭でも報告を受けて、審判期日を開く。

少年とその保護者に来てもらって、非公開であるが、いろんな話をする。事情を聞くだけではなくて、こちらからも言いたいことを話す。少年法では、審判は懇切和やかに行うと決められているが、その精神にのっとって、いろいろと話す。

話をした結果、最終的に裁判所で処分を決めることになる。

処分には大まかに言って少年院送致というかなり厳しい処分と、少年院までは行かなくていいけれど、在宅で生活してもらいながら保護観察所という役所の指導監督を受けてもらう保護観察の二つなどがある。

これ以外に、いろいろと調査、審判の結果、少年院送致や保護観察までは要らないと思えば、処分なしで終わらせる、そのようなこともかなり多い。

このような少年審判手続の中で、家庭裁判所がどういう立場なのか、私なりの

考えを申し上げる。

基本的には、家庭裁判所も裁判所であり、司法機関であるので、どのような処分をするのか、これを決める立場である。決めた後、それを実際に執行するのは少年院とか保護観察所で、これらは法務省の機関である。裁判所が決めて、それを執行するのは法務省、決めるのと執行するのとで役割が分かれている。これは刑事事件でも、判決で懲役何年と裁判所が決めて、それを実際にやるのは刑務所というのと同様である。

つまり、それは、決定する機関と処分をする機関が同じだと権限が大きくなってしまって濫用のおそれが高くなるので、決定する権限と処分する権限を分けるのが抑制という点でいいという趣旨だと思う。裁判所は処分を決定するのが第一的な役割である。

とは言っても、現実問題、ただ決めるだけではない。刑事事件の被告人もそうであるが、少年審判を受けることになった少年は、今から自分の処分がどうなるのか、少年院に入るのかどうか、非常に深刻な問題として受け止めているし、今までは親の言うことも誰の言うことも聞かなかったが、今から少年院に入るかどうかということになると、今までの自分でよかったのだろうかと考える。少年審判は、少年自身にとって転機・チャンスでもある。

親のほうも、今までほったらかしていたが、これはかわいそうだ、少年院に入れないために、親としても何とか頑張らないといけないかも知れないということで、親が変わるチャンスでもある。

チャンスを生かして少年も親も内省が深まって行って、結果的に少年が少年院まで行かなくて済むとなったら、それは少年の更生にとってもいいし、社会全体としても喜ばしいことである。

そういうことから、家庭裁判所としても、調査あるいは審判の過程で少年の立ち直りに向けての働き掛けをいろいろやっている。具体的にどういうことをやっているかは、後に、主任家裁調査官が話す。保護的措置とか教育的措置という形

でいろんな工夫をしている。

一番大事なのは、少年や保護者と話をして振り返ってもらうことである。なぜこういう非行をしたのか、そこに至った友達関係はどうか、今までの生活はどうだったか、学校での生活はどうだったか、家庭でのいろんなことはどうだったか。そういうことをいろいろ話しながら振り返ってもらう。

そのためには、学校から事情を聞くし、必要に応じて少年鑑別所に専門的な検査をお願いする。いろいろ問い掛けていって内省を促す。それが一番基本だと思ってやっている。

裁判官がいきなり審判を開いても情報がない。何も情報がなければ、どこにどう働き掛けていいか分からない。一番重要な情報というのは家裁調査官の意見である。家裁調査官がいろいろと聞き取って、この辺にこういうふうに働き掛けたらいいのではないかと事件の見立てをする。家裁調査官というのは、一言で言うと、心理学や教育学などの行動科学の専門家として家庭裁判所の審判を支える裁判所の職員である。

○日野主任家裁調査官から「少年審判手続における再非行防止の取組」を説明

主に14歳以上、二十歳未満の未成年者が非行を犯すと、警察、検察庁を経て家庭裁判所に事件が送られてくる。家庭裁判所では、送致があった事件について、ほぼ全件、裁判官から調査命令が発せられる。その後、家裁調査官による調査、裁判官による審判という手続を受ける。

少年事件のうち、家裁調査官の調査のみで、裁判官による審判が開かれずに終局する場合がある。審判不開始と言っている。また、家裁調査官の調査後、審判を開いて、裁判官から訓戒や説諭を受けることだけで終局するものもあり、これを不処分と言っている。

審判不開始及び不処分は、いずれも家庭裁判所の手続のみで終局するものであるが、家庭裁判所は、ただ単に適切、妥当な処分を選択するというだけでなく、調査や審判といった手続を通じて、少年や保護者に対して再非行防止に向けての

様々な働き掛けを行っている。これを法的措置とか教育的措置と呼んでいる。

家裁調査官は、裁判所職員でありながら、心理学、教育学、社会学といった行動科学を専門としており、少年事件及び家事事件の特殊性を考慮して家庭裁判所だけに配置されている職種である。

少年事件における家裁調査官の役割として言われている主なものを説明する。まずは少年や保護者との面接を通じて事実の調査を行う。この面接においても行動科学の知見や、それに基づく面接技法を用いて行うよう努め、面接においては客観的な事実だけでなく、心理的な側面も取り扱う。おのずと面接場面では少年や保護者に自己理解を促したり、内省や、更生に向けた動機付けを行うなどの働き掛けを行う。

また、法律記録、警察の捜査記録などによって知り得た情報あるいは家裁調査官が被害者に書面照会を行うなど、被害者調査を行って知り得た被害の実態などを少年や保護者に伝えることによって、自らの犯した行為の責任などを自覚させる働き掛けも行う。

更に、少年の在籍する学校あるいは児童相談所、保護観察所といった執行機関などとも情報交換や協議などを行って、処遇が決定した際のその後の少年の更生に向けての支援体制を整えるといった、関係機関等の調整という役割も果たす。

このような調査活動の結果というのは、少年調査票という報告書にまとめ、裁判官に提出することになっている。裁判官が適切、妥当な処遇選択をする資料になるだけでなく、審判において、裁判官が適切な働き掛けを行うのに活用されている。

近年、家裁調査官が少年審判における再非行防止という少年審判手続の機能強化に向けて役立つと考え、活用を進めているBPSモデルを紹介する。

事例を挙げて説明する。後輩と目が合って、その後、因縁を付けて殴ったという暴行事件があったとする。その要因として考えられるものとして、不良仲間の後輩が俺を馬鹿にしていると少年が認知し、やらないと気が済まないと考えてし

まった。これは心理学的要因（Psychological factor）である。そのみならず、昨日、勉強のことで親がうるさく言ってきた、勉強のことでうるさく指導してくるといふ親の監護態度や姿勢といった社会的要因（Sociological factor）。更に、簡単にむかつく、かっとしやすいという衝動性、性格行動傾向、これは生物学的要因（Biological factor）であるが、一つの行動を起こすには、このような様々な要因があつて、これはそれぞれ独立ではなく、複数互いに影響し合つて本件の行動に至つたというふうと考えていくものである。

実際の調査活動の中では、非行事実における行動や、その状況のつながり、非行に至るまでの経緯を詳しくBPSの三つの視点から検討していき、更には遡り、その少年の過去の問題行動、生活史上の重要なエピソード、これらについても三つの視点から要因を抽出し検討していくことによって、本件非行に至つた仕組み、悪循環はどうなっているのかというようなことを捉えていく。

そうした検討をする中で、本件非行の発生を促している要因は何か。非行の発生や悪化を抑える機能を果たすものは何かなどを考え、今後、その状況を改善するにはどういった手立てが有効かといった保護策を検討していくことになる。

実際は優先順位や、実現の可能性、例えば保護者の養育態度、監護姿勢とか、家庭の経済状況などの要因があつたとして、それについては直ちに改善できるものではないことなども考慮しながら処遇の方針を立てて、最適な処遇、処遇方針を提示していくことになる。

次に、現実に家庭裁判所で行っている少年審判手続の中で何ができるか説明する。中心となるのは、家庭裁判所調査官との調査面接場面でのやり取り、調査結果を踏まえた審判での裁判官と少年保護者とのやり取り、説諭、そういった対話による働き掛けであるのは間違いない。

ただ、その対話による働き掛けだけでなく、家庭裁判所においては、講習型、体験型の再非行防止に向けての働き掛けを取り入れている。反省文、ワークシート、交通講習、窃盗被害を考える講習、使用済み切手整理活動や病院での車椅子

清掃活動などのボランティア活動，保健指導などである。

反省文，ワークシートは，当該少年の問題性に応じたものを選択し，記載させている。

軽微な交通違反，交通事故で初めて家庭裁判所に係属した少年に対しては，全員，交通講習を受講するように促している。正しい知識を付与することによって，ある程度，再非行が防止できるという観点から行っている。

保健指導は，裁判所医務室技官である精神科医及び看護師によるものである。女子少年など不純異性交遊によって乱れた性行為を行っている者には，正しい性の知識を付与している。また，非行の背景には乱れた生活習慣を持っている少年が多いことから，未成年者の身体に対する飲酒，喫煙による害悪などについて説明し，指導を行っている。

暴行事件，傷害事件などで係属した少年に対しては，自分の暴力行為がいかに危険な行為であったのかや，傷害はいろいろ難しい疾病名で言われるけれども，例えば頸椎捻挫がどういうことなのかというようなことを教える。

交通講習，窃盗被害を考える講習，ボランティア活動は，家裁調査官だけで行っているものではない。鳥取少年友の会という少年の更生に理解がある家裁の協力団体，民間のボランティア団体の協力を得て，体験型，講習型の教育的措置を行っている。少年友の会は，全国の家庭裁判所本庁がある地には設立されていると聞いている。

体験型の教育的措置の幾つかを具体的に説明する。

まずは使用済み切手整理活動。これは裁判所の一室の中で，少年保護者に使用済みの切手をきれいに切りそろえて整理させるという作業である。作業後の切手をボランティア団体に送り，切手収集家が買い取ることで得られた代金でワクチンなどを購入し，東南アジアの医療に役立てるという活動に協力するというものである。

ねらいの一つは，この活動を通じて親子のコミュニケーションを促進させるき

っかけにすることである。また、非行少年の多くは、自分は世の中の何の役にも立たないと思っているなど自尊感情が低いので、簡単な活動ではあるものの社会に貢献する体験をさせ、社会への帰属意識、奉仕精神などを育てるきっかけにしたいということで取り組ませている。

使用済み切手整理活動は、とても簡単な作業で、少年や保護者に参加の声掛けがしやすく、かつ、活動後に、こんな作業でも役に立ったんだというような感想を聞くことができるなど効果が確認しやすい活動である。

車椅子清掃活動というのは、病院で患者さんが使用した車椅子について、食べこぼしなどで汚れた部分を拭き取るボランティア活動である。ねらいは、使用済み切手整理活動と同様に、社会に貢献する活動を通して社会との絆というのを感じさせることである。

窃盗被害を考える講習について説明する。個人商店の店主を講師として招き、万引き被害に遭った体験談、商売の仕組みなどを話してもらい、万引き被害の実情について理解を深めさせるものである。

個人商店の店主からは、万引き犯人を見つけたときの心情、捕まえようかどうしようかといった逡巡の思い、捕まえた結果この子はどうなるのか、その先のこと、様々な葛藤の中で犯人を捕らえ警察にも連絡をしているといったような内面的なことも話してもらっている。少年や保護者はとても感銘を受けている。商売の仕組みなども全く考えが及んでいない少年たちには、100円の物を盗んで、どれほどお店の人が苦勞しているのかというようなことを初めて知るといったようなこともある。

少年に被害者の立場、感情を理解させ、自分たちが軽い気持ちでやった万引きという行為がもたらした影響の大きさなどを考えさせるというのがねらいとなっている。その他、万引きを遊び感覚や不良仲間との影響から行う者もいるので、家裁調査官の説明を加えることで、万引きが犯罪であるということを理解させている。

体験型や講習型の教育的措置に参加させた少年保護者に対しては、それぞれ感想文を作成してもらおう。その一部を紹介する。

「最初はたいぎかったけど、やってみて意外と楽しかった。たまには切手切りもいいです。心が落ち着きました。」。この少年は茶髪でとてもこういう地道な作業というのをするようには見えない少年であった。作業の当初には、自分の手を切りはしないかと心配するような乱暴なはさみ使いで危うく見ていたところ、感想にはこのようなことを記載してくれた。おそらく普段はしない活動をしたし、普段感じることのない気持ちになったのだろうと思う。

「こんな自分でもできることがあるんだなと思いました。周りには自分が何かしたら何かしらの影響を与えるということが実感できました。」。自分など小さな存在で、いつも怒られてばかり、何をしてもできないと思っていたところ、このような簡単な作業で人の役に立てるといようなことを実感できたという感想である。

使用済み切手整理活動は、少年と保護者が共に作業に参加する。その間に黙って黙々と罰のような作業をするのではなく、自然な感じで作業できるように促している。日頃、家にいてもほとんど会話がないうような親子に、使用済み切手整理活動への参加を声掛けすることが多いが、先ほど紹介した少年友の会の会員にも参加してもらい、親子で会話ができるように会話のつなぎ役みたいなことをお願いしている。

保護者の感想を紹介する。「珍しい切手は高く売れるとか会話しました。話してみても、息子と私とでは時間の差があるなと感じました。」。「親子の触れ合い、信頼関係は大切だと思いました。思春期の息子に嫌がられないようにしながら少しずつでも分かり合えればよいと思いました。」。ねらいとした親子のコミュニケーションについて、保護者の方も感じてもらったという内容の感想である。

以上のとおり、家庭裁判所では調査、審判を通じて、個々のケースに応じた教育的措置を選択し、少しでも少年の再非行防止のきっかけになるよう取り組んで

いる。

○弁護士委員 A

意見交換の前に二つ質問がある。

少年が非行事実を認めない、否認している割合はどのくらいか。認めているのなら、それを前提として再非行防止をテーマに意見交換することでよいが、否認していて、本当にやっていないということであれば、再非行防止を議論するのはおかしいということでお尋ねする。

二つ目は、少年も警察に逮捕される。その後、その少年の身体を自由を拘束する場合には、観護措置決定をして、少年審判を受けるときにも少年鑑別所から送られてこられて出頭することもある。また、身体を自由を拘束されないで自宅等から少年審判に出頭する場合もある。その割合はどうか。

○事務担当者

正確なデータは取っていないので、実感をお話すると、ほぼ否認事件はない。割合としては5パーセントもないぐらいである。

身柄を拘束されて送致される割合は、これも5パーセントまではないという印象である。

○裁判官委員 D

少年事件を担当しているが、去年の否認事件は数件、10件もない印象である。

○事務担当者

補足すると、ほぼ全件について、家裁調査官に対し調査命令が発せられるが、調査段階において事実を否認した少年については、社会調査をそこで中断し、裁判官に報告して事実認定の審理を優先させることになる。否認している少年に対して、先ほど説明したような教育的働き掛けを行うことはない。ひとまず中断して事実の認定を先行させるという扱いをしている。

○弁護士委員 B

子どもを教育する場合、悪いことをしたらすぐに叱るのが効果的だと言うが、

同様に、時間が経ってから少年に反省を求めても、もう忘れていて。非行の事実があつて審判になるまで、どれぐらいの期間、時間というか日数が経っているのか。

面接は大体何時間ぐらい、何回ぐらいしているのか。

○事務担当者

比較的円滑に家庭裁判所に送致されたもので、非行から3か月程度、ちょっと遅いと思われるものだと半年ぐらいは経過しているという印象である。

送致後、調査活動は約3か月ぐらいで遂げることを目標にしている。調査はおおむね1回で終了することが多い。中には非行化が激しくて状況が調査活動中にも変わってくるような、例えば年少少年、中学生などにはそういう少年もいるので、その場合には複数回、面接をする場合もある。

長期間、調査官調査で時間を経るよりは、速やかに処遇選択につなげたいので、多くても2回ないし3回で、その時点の最適と思われる処分の意見を提出することを心掛けている。

○弁護士委員B

非行から送致まで3か月とか6か月というのは長い気がする。少年は、この間、不安ではあつても、忘れた頃に家庭裁判所から呼出が来たということになるのではないか。

○検察官委員E

検察庁としては、警察からの送致を受けて、大半の事件は1週間以内に家裁に送致している。警察の捜査の手持ち時間が先ほどおっしゃったような時間になっている感覚はある。

これは警察が被害届を受けて、言い換えれば被害の端緒を受けて捜査を始め、関係者の調べ及び被疑少年の調べをする。スムーズに行く事件もあれば、警察に呼び出しても来ない、今その少年がどこにいるのかも分からないという事件も中にはある。事件によっては証拠の収集が難しいなど、警察官も一所懸命やっ

るが、そこに時間が掛かっているのが実情だと思う。

○事務担当者

少年事件は共犯者が多いのが特徴である。警察段階で共犯者の供述を丁寧にとって合わせていく作業にかなり時間が掛かるのではないかと思う。

○委員長

B委員の疑問は、軽微かつ本人も反省している事件で、何故そんなに時間が掛かるのだろうということだと思うが、少年事件については、「ごめんなさい。」と言え、それで済むのか、そんなに簡単なことではないということ少年に理解させる趣旨もあるという気がする。「ごめんなさい。」と言って終われば、本人は楽かもしれないけれども、ある程度の手続を取って、こんなことになるのだとも知ってもらう必要もあるのではないか。

○裁判官委員D

非行があつて、その後、多分警察でもいろいろ説諭をされ、家庭でもいろいろ指導され、学校でもいろいろされ、そういうのを踏まえて、その後どうなってるかも見ながら最終的な処分を決めているという点で、時間はむしろ欲しいという面もないわけではない。一方で、余り古い事件で、何でこんなことやったのか、こんなことをやっていては駄目だなどと言っても、もう昔のことだと思うこともあるので、なるべく早めにしなければいけないというのは、そうだろうと思う。改めて、できる限り早めに審判までができるようにやりたいと思ったところである。

○学識経験者委員F

再非行の率を伺いたい。

○事務担当者

犯罪白書によると、平成25年の再非行少年率の全国平均が34.3パーセント、これと同じようなデータの取り方をしている鳥取県警の発表によると、鳥取県の再非行少年率は24.7パーセントである。全国平均より鳥取は再非行少年

率が低いということが分かる。ただし、ここで再非行少年率と言っているのは、例えば30パーセントというとき、100人のかつて非行があった少年のうち3割が再非行してくるということではなくて、100人事件送致されたうちの3割が過去事件を犯した少年であるというような見方をする。よって、単純に3割が再非行して多い少ないという話ではない。

むしろ見えてくるのは、この再非行少年率、言い換えると、非行を繰り返している少年の割合が増えてきているということである。軽い非行を犯した少年のほとんどは、1回非行をして、手続等を受けてしなくなる。しかし、2割、3割の少年は、非行を繰り返している。そういう少年が一定数いる。そして、その割合が少しずつ高くなってきているということである。

○学識経験者委員F

繰り返し非行を続ける少年に対しては、今までの取組では、まだ不十分なところがあるという理解でよいか。

○事務担当者

ほとんどは初めて送致される少年で、家庭の問題についても深くないものがほとんどである。何回も非行を繰り返す少年の中には、家庭の問題、少年の資質などに大きな問題を抱えていることがある。そういう少年に対して、裁判所だけが何かをするというのでは非常に難しい。関係機関と連携を取りながら、時間を追った形でのケアが必要である。

○学識経験者委員G

統計を見ると、少年事件は全国的にも鳥取県内でも減っている。処分の結果については、鳥取県は少年院送致が僅か3パーセントで、3分の2は不開始とか不処分という状況である。一方で近年、少年犯罪の厳罰化、少年法の改正がこの春も行われた。国民的感情、世論で凶悪な少年犯罪に対する厳罰化という流れだろうと思っている。少年犯罪の件数や処分の結果と厳罰化との関係はどうか。果たして厳罰化で犯罪が減ったのか、専門家としての見解をお聞きしたい。

○事務担当者

当職の意見，理解を述べると，世間で行っているところの厳罰化というのは，一部の重大な事件，故意に人を死に至らしめたというような一部重大事件については厳罰に処すべきだということで法改正されたものである。そういうことからすると，非行の内訳としては，万引きや自転車窃盗などの入り口非行が大半を占めており，初回には初回なりの働き掛けをした上で，不開始，不処分などの処分を終局するということであるから，厳罰化という世間の流れに逆らって軽い処分をしているということではないと考えている。

○学識経験者委員H

非行を繰り返す人というのは，どういう立場の人が多いか。

○事務担当者

再非行を繰り返す少年は，先に説明したB P Sモデル非行要因からすると，家庭が貧困であるとか片親が欠けているなど家庭的要因を抱えていたり，知的な障害など生物学的な要因を抱えていたり，多少の働き掛けをしても改善につなげることが難しい要因を抱えている少年は，どうしてもいろんな関係機関が関わって処遇を展開したとしても再非行につながってしまうことになっていると思う。

○学識経験者委員H

失業率と犯罪発生率の間には相関があって，貧困率と犯罪発生率の間には更に強い相関があるという話を聞く。少年の就学の支援，あるいは仕事をしたいということであれば就職の支援について，関係機関と調整をして取り組んでいることがあるか。

○事務担当者

家庭裁判所で行っている教育的措置の一つに入るが，例えばハローワークを紹介したり，若者仕事プラザという機関があることを教えたり，情報提供という形で就労支援を行っている。保護観察処分を受けた少年については，保護観察所がもっと踏み込んだ就労支援を行われていると聞いている。

○学識経験者委員H

家裁調査官の人数は足りているか。

○事務担当者

少年事件だけではなくて家事事件も担当している者も含め、鳥取家裁本庁には家裁調査官が6人いる。米子支部には3人いるが、このうち1人は、産休中である。いろんな形で不在になると、すぐに1人補充されるということにはなっていない。皆が健康であるということを前提に働いている。

少年事件だけに限れば、本庁では実働2人の家裁調査官が教育的措置もし、審判にも立ち会うというような形で日々頑張っている。

○学識経験者委員H

家裁調査官が、本当に素晴らしい仕事をしていることが分かった。予算や人員などを増やすのがよいと思う。

○事務担当者

家裁調査官になりたいという人が減っている。そういう職業があることを各所で話題にするなどしていただくとありがたい。

○学識経験者委員I

2点ほど教えていただきたい。

1点目は、少年犯罪は共犯が多いということであるが、SNSなどの情報ツールを使ってというようなニュースを見る。鳥取県もそういうケースがあるか。

2点目は、立ち直った少年については、例えばどういったところに相談したとか、立ち直るきっかけとしてどんなことがあったなどを伺いたい。

○事務担当者

1点目について、日々、担当している事件から感じるところを話すと、以前のように、たまり場にたむろして、その後の行動を相談するというのではなくて、LINEとかを通じて大勢の人数と短時間において非行の相談というようなことができてしまい、さほど仲よくない者たちが集まって短絡な事件を起こしてしま

うということは、鳥取の事件においても起こっている現象である。

2点目については、残念ながら立ち直った少年と直接面接をするという機会が余りないので何とも言えないところである。立ち直りのきっかけとなった機関としては、保護観察所や児童相談所といったような執行機関はもちろん、それ以外にも、少年から、学校の先生の勧めで少年サポートセンターなどの機関に通ったなどの話を聞くところもあるので、そういう機関がきっかけになることもあるだろうと認識している。

○裁判官委員D

裁判所が少年の立ち直りを実感する場面を紹介する。処分を決めるに当たって、少年院に入れるかどうか迷うけども、すぐに入れるのはちょっと気が引ける、本人も頑張ると言っているという場合に、試験観察と言って、頑張るかどうかやらせてみて処分を決めるというやり方をすることがある。大抵、親御さんが動いて雇主を探してきてということで仕事をさせる。あるいは審判前に、児童相談所の関係の自立援助ホームに住んで、その指導員に生活の面倒を見てもらいながら社会生活をするという段取りをしてもらった上で試験観察に付し、そこで生活を送って、失敗をしたり、注意を受けながら、何とか立ち直っていく。試験観察によって、そういう過程を直接に見ることができる。

○事務担当者

ほかの少年を調査している中で、以前調査したことがある少年の名前が出てきて、今は頑張って働いているなどと知ることがあり、ああ良かった、嬉しいと思う。ごくたまに、本人あるいは親御さんから、無事に高校受験できたというような手紙や電話が来ることがある。

○裁判官委員D

どこかで受け入れられているかどうか、どこかの社会とつながっているかどうか大きいと感じる。

○弁護士委員A

弁護士会の子どもの権利委員会と少年友の会とで勉強会を実施し、お互いどんな活動をしているということを紹介して、意見交換をしている。

その中で、先ほど紹介されたようなボランティア活動とか、一定の使用済みの切手の収集などに取り組んでいると聞いている。この少年友の会にも限界があって、少年に関われるのは、少年が家庭裁判所にいる間、家庭裁判所が関わっている間である。つまり、家庭裁判所で処分が出てしまった場合、その後、少年院に行ったりとか、保護観察所に行って保護司さんと付き合うというような形になったときに、少年友の会が関われるかという、もう関われない。

弁護士は付添人という形で、少年に付き添う形で審判廷にも一緒に行って裁判に関わるが、弁護士も、裁判の手続が終わったら、そこで付添人は切れてしまう。裁判が終わることで、それまでずっと少年に関わってきた人たちの関わりが切れるというのが非常に問題である。少年友の会とそういう議論をしている。

それでどうするか。少年と関係機関がつながっていくのが良いが、少年院がやってくれ、保護観察所でやってくれという話になる。家庭に問題がある少年について、保護観察所や保護司が家庭まで入って行って調整はできない。少年院も同じ。

実際、少年院から出てきた少年の就職の世話などはしていない。刑務所から出てきた人の世話をするために就労支援機構というNPO法人を作っているが、予算が少なく、試しに雇うことも大変である。雇うための予算に四苦八苦している。地域定着支援センターができたけれども、それは刑務所に収容中の知的障害がうかがわれる高齢者を何とか地域に戻して、状況によっては施設に入れるということを含めての施設で、少年に対しては、鳥取では実施例がない。

今、少年院から出てきたときの支援の手がない状態である。唯一、少年鑑別所と児童相談所が連絡を取り合って、出てきたときの対応はしているようであるが、どちらがというようなことは決まってない状態のようである。

つまり、少年院から出てきた後のことは何も決まってないし、保護観察所で保

護司さんが付いて関わっていても、家庭に踏み込める権限がないという状態である。では何もないのかというと、要保護児童対策地域協議会というものが児童虐待防止法により各市町村に設置されていて、県内の市町村全部に、その協議会ができています。ここでいう要保護児童には、虐待を受けている児童だけではなくて、非行少年も含まれる。

本来は地域が、非行少年について、つまり家庭に問題があって再非行しそうな人を適切にフォローして、そういう機関につなぐという仕組みが法律上あるけれども、全く動いてない。児童虐待防止ネットワーク鳥取、CAPTAというところが、全市町村の要保護児童対策地域協議会にアンケートを取って調査したところ、非行に対応しているというところは一つもなかった。

裁判所が、家庭内の調整が必要な少年だと認識したら、帰る市町村は分かるので、積極的に、要保護児童対策地域協議会につなげるということをするので、市町村も意識をして段取りをしてくれるようになるのではないかと考える。

○委員長

少年が相談できる機関ということで、何かあるか。

○弁護士委員A

特に条件を設けなくて、子どもが相談できる方法として、チャイルドラインというのがある。うさぎのみみというのがやっている。これは匿名で無料の電話相談ができる。

児童福祉の一環で、引きこもりの子どもの支援のために相談できる子ども向けのハローワーク的な活動がある。

本来は、児童相談所が相談に乗る機関であるから、児童相談所に相談に行ってくれば良いが、少年たちは児童相談所に行きたがらない。

○学識経験者委員J

児童相談所の実情について話すと、従来は、非行少年のケア、就職支援、施設を出た後のケアをやっていたが、現在はそこまで機能できていない。

今回は家裁に上がってくるような、いわゆる犯罪少年ということがテーマになっているが、被害届が出てないケースもたくさんある。被害届は出てないけれど、親御さんが心配をして児童相談所に相談に来られる。その他いわゆる虞犯（ぐはん）と言うが、法には触れてはいないけれども家出を繰り返しているとか、家に帰ってこなくて深夜に徘徊をしているなどの時点で児童相談所に相談に来られる。そういう場合には児童相談所がケアしている。

ケアを続けている中で、だんだん非行が大きくなってきて、家裁の手続を経るという少年については、児童相談所も何らかの形での社会支援の提供や、相談に乗るといようなことができる。ただし、いきなり14歳、15歳になってから児童相談所に来られるということは、まずない。

生育歴の中で、養護施設などの社会福祉の機関につながっている少年には、熱い心意気を持った社会福祉、特に児童福祉の世界の人たちが個人的にもかなり動いて、いろんな世話をしている。児童相談所でも、この子が帰ってきたから、何とかしてやらなければというような話でつなげていくということはある。ただし、相談を受けるということはほとんどない。

○弁護士委員A

子どもの窓口として今一番広げられているのは、いじめである。いじめの無料相談であれば、鳥取県の人権局の知事系統がやっている。教育委員会でもやっている。それは市町村のほうでも対応するような形になっていて整備が進んでいる。ただし、自分も何か問題行動を起こしていて、家庭も不安を抱えていてどうしようとか、そういう内容で相談する窓口がない。

○学識経験者委員K

実は、かつて、我が子が6月の高校総体の鳥取県予選があった日に万引きをして、夫と一緒に警察に子どもを引き取りに行ったということがあった。警察からは、家庭裁判所から後日連絡があると聞かされて、いつあるだろうかと待っていた。15年前のことではっきり覚えていないが、夏休みが終わり9月が過ぎて、

家庭裁判所から通知があった。そのときには、すっかり立ち直って忘れた頃に、どうしてこういうふうにされるのだろうと思った。本人も夏休みは部活に励んで過ごし、今更どうしてという気持ちがあった。親子3人で裁判所に出向くと、担当の家裁調査官が、本人がレギュラーになれなかったいら感だけで万引きをしてしまったと話すのをとことん聞いてくれ、併せて家裁調査官からもいろいろ話があった。結果は、審判不開始という処分であった。その後、キャプテンを務め、現在は会社に勤めて頑張っている。今日の家裁調査官の話を聞いて、そのときいろいろ御配慮をしていただきながらも社会の厳しさを教えていただいたのだというようなことを改めて強く感じた。当時、私は、もう少し早く手続をしてほしいと感じたが、そういった期間も必要だったのではないかと改めて感謝の気持ちが蘇った。

○委員長

裁判所として、時間が掛かるなら掛かるで、こういう事情でしばらく様子を見たいから時間が掛かるんだよというようなメッセージを送るという方法はないか。

○事務担当者

今は、事件受理してからは速やかに調査命令が出ている。家裁調査官が調査命令を受けてからは、しばらくお待ちくださいというような通知をするほどの間もなく調査の連絡はしている。

○検察官委員E

非行が発生して裁判所に事件送致されるまでの期間のうち大半が警察の捜査の期間であるという印象を持っている。

○委員長

裁判所が呼び出すときに、なぜ、こんなに時間が掛かっているのかということの説明をすとか、そういう工夫はどうか。かつての背景事情が、今日やっと分かったというのは適切でない。

○事務担当者

家裁調査官から、事件があつて、警察で取調べを受けて、検察庁で時間を取つて、裁判所に送致される。警察と検察庁というのは事件について捜査しないといけないので、そこでまず時間が掛かる、だから、事件があつて、こういう流れで裁判所に来るまでに、これだけの時間が掛かっているという一般的な説明はしている。そこで、更に納得できないということになると、話題として話を聞いて解消していると思う。

○学識経験者委員K

悪いことをして本人が反省をして謝り、夏休み期間中、部活に励んで、それで終わりというのではなくて、悪いことをしたら、こういったことがあるという社会の仕組みを高校生のおきに学んだ。結果的に良かったと感じている。

○事務担当者

委員から貴重な体験を聞かせていただいた。軽微な事件だったと思うが、お父さん、お母さんが揃って、本人と3人で裁判所に来られた。つまり、親として子どもに向き合う、社会の責任を親子で取っていくという姿勢をお子さんに示された、そのことが、裁判所が何をしたということに加えて、お子さんに伝わったのだと思う。